

宝塚市立すみれが丘小学校いじめ防止基本方針

令和7年(2025年)4月

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「あかるくやさしくたくましい子の育成」を学校教育目標として、「あかるい子」「やさしい子」「たくましい子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

Ⅰ 基本的な考え方

- ①子どもを知ることの実践…ひとりひとりの児童理解に立って、どのような児童へと育んでいくのか、どのような働きかけがあれば望ましい子へと成長・発達してくれると考えるのかを明確にし、それが実現するような働きかけを計画的に行う。
- ②共通理解による実践……「いじめはすべての児童に起こり得るもの」であることを認識し、全教職員が共通理解のうえに立ち指導体制を整え、同じ一つの方向性の中で協力して指導にあたる。(部会・職員会議・学年協議会など)
- ③粘り強い発展的指導……単に矯正指導としての問題解決に終わらず、発展的な指導にあたる。いじめや問題行動等、事が起こってからへの対応ではなく、事が起こらないような事前指導を進めていく。集団で生活する場での過ごし方や、必要最低限のルールを守るよう指導していく。またいじめは決して許されるものではないという考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に対して指導を進める。
- ④校外への働きかけ……家庭との結びつき(学校、学年、学級通信・家庭訪問など)はもちろんのこと、PTA・地域社会・その他学校を取り巻くコミュニティ全体との連携をはかりながら、いじめ問題に取り組んでいく。また関係機関との連携も図っていく。
- ⑤自覚のある実践……普段から当たり前のように行っている児童への働きかけのほとんどは、生活指導である。生活指導を行っているという明確な自覚のもとで、必要となる働きかけを適切に行っていく。(学校生活の約束・すみれ小5S・清掃活動・給食当番活動の徹底など)

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、学年その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

4 いじめ再発防止行動計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

5 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、児童一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生活指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- 少なくとも年に1回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

6 児童の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動(児童会・異学年交流・学級活動等)の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。

その際、次のような内容が考えられる。

- どのようにすれば、いじめが起らない集団・学級・学校づくりができるのか
- いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
- その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

7 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止委員会を主体として、例えば、保護者や地域の人たちが参画する「宝塚市立すみれが丘小学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

8 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。

本校では、全ての教育活動の中で常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通した児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。

「新・みんなの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。

3年生の環境体験、4年生の福祉体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

9 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

毎年、年間計画に従い、いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの実態把握を行う。

また、アンケートだけではなく、担任等による面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。

さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

(2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

10 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。

児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。

その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。

また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取り組みに当たっては、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

11 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防犯教室」を高学年対象に開催することや、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。

また、保護者に対しても、携帯電話等の児童の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。

そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。

名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

12 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

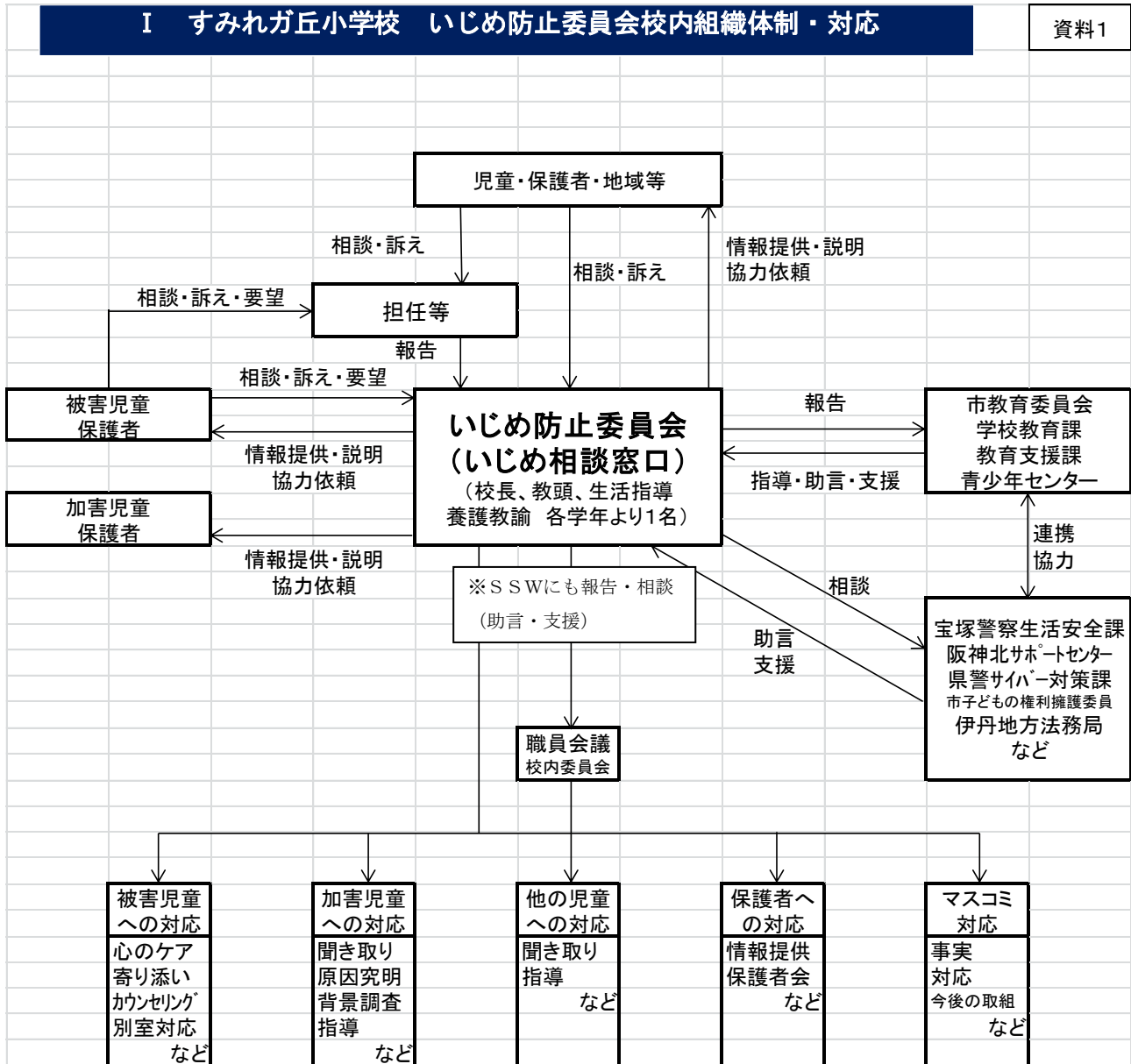
(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針(案)」に沿った対処を行う。

13 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

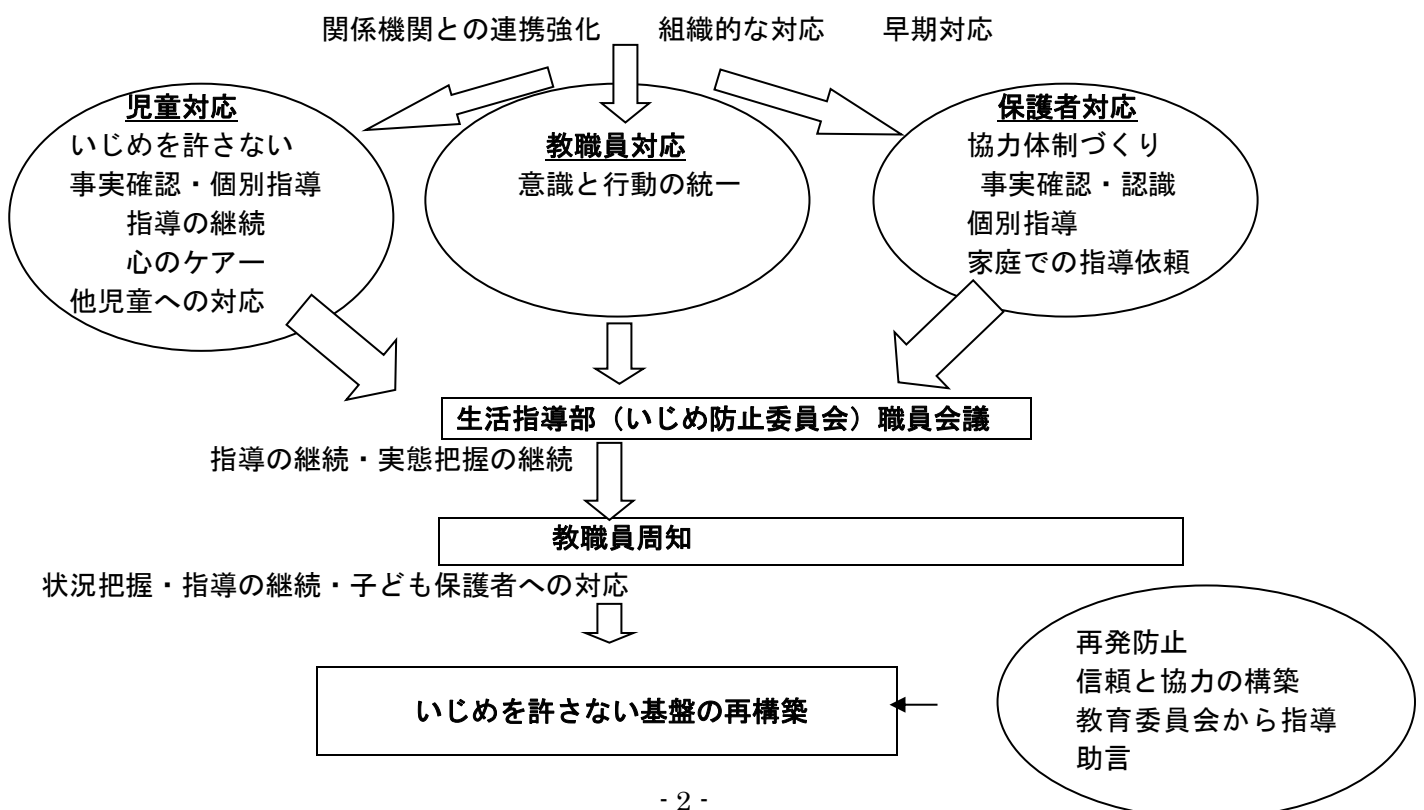
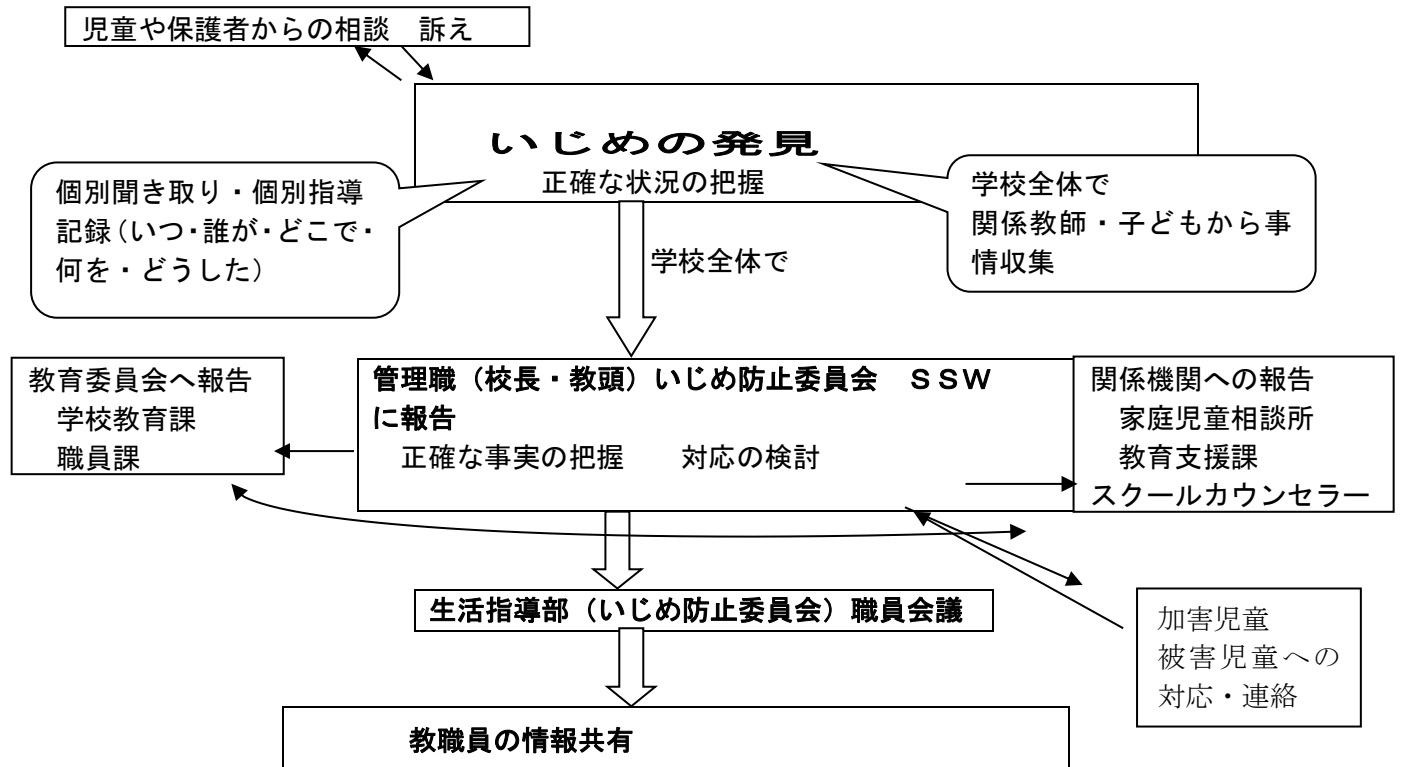


いじめとは

本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめに対する共通認識

- ① どの子にもおこりうることである
- ② いじめは人間として絶対に許されない
- ③ いじめられている子どもの立場に立った指導を行なう
- ④ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む



Ⅲ ころとからだのアンケート						資料3	
ころとからだのアンケート				年 月 日			
名前		男・女		年 組			
このアンケートは、担任や保健室の先生、スクールカウンセラーなどがみて、あなたのころとからだの健康のために使います。ふだんのあなたに一番よくあてはまるところを○でかこんでください。							
		とても	かなり	すこし			
1	まちがいをしないかと 気になる	はい	はい	はい	いいえ		
2	泣きたいような 気持ちになる	はい	はい	はい	いいえ		
3	何をしてもうまくいかないような 気がする	はい	はい	はい	いいえ		
4	なかなか決心がつかない	はい	はい	はい	いいえ		
5	いやな夢や こわい夢をみる	はい	はい	はい	いいえ		
6	夜、なかなかねむれない	はい	はい	はい	いいえ		
7	いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ		
8	家にいる時でも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ		
9	どうしたらよいか 決められない	はい	はい	はい	いいえ		
10	はずかしがりやだ	はい	はい	はい	いいえ		
11	楽しいことが楽しいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ		
12	小さなことでもくよくよ考えてしまう	はい	はい	はい	いいえ		
13	何かおこらないかと 気になる	はい	はい	はい	いいえ		
14	心臓がどきどきするのが わかる	はい	はい	はい	いいえ		
15	はげしい怒りがわいてくる(とてもはらがたつ)	はい	はい	はい	いいえ		
16	悲しくて涙がとまらない	はい	はい	はい	いいえ		
17	どんなにがんばっても意味がないと思う	はい	はい	はい	いいえ		
18	ひとりぼっちになったと思う	はい	はい	はい	いいえ		
19	自分のせいで悪いことがおこったと思う	はい	はい	はい	いいえ		
20	家の人(おとうさんやおかあさんなど)のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ		
21	こわくて、ひとりでいられない	はい	はい	はい	いいえ		
22	頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いときがある	はい	はい	はい	いいえ		
23	食欲がない(おなかがへらない)	はい	はい	はい	いいえ		
24	学校のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ		
25	他の人が 私をどう思っているのか 気になる	はい	はい	はい	いいえ		
いまの気持ちを書いてください。							

いじめが起こしやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の児童が残る
- ☐ 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気がなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 給食を一人で食べることが多い
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている児童

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

I 重大事態の意味

法第28条第1項に規定されているように、重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、国における不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力に努める。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに市教育委員会に報告する。

また、報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の発生の報告を受けた時には、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校又は教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。特に、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会においても調査を実施する。

○ 学校が主体となって行う調査

学校が主体となって行う調査は、法第22条の規定により設置したいじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、調査組織に必要な応じて外部人材の参画を行う。

○ 教育委員会が主体となって行う調査

教育委員会が主体となって行う調査は、「いじめ対策委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめを受けた児童生徒から聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から聞き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聞き取る

とともに、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが大切である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっと身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

3 調査結果の提供及び報告

（１） いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査結果については、市長に報告する。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必

要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど、適切な対応が求められる。

(2) 調査結果の報告

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「（仮称）宝塚市子どもの権利サポート委員会」（以下「サポート委員会」という。）に諮問し、法第28条第1項の規定による調査結果について法第30条第2項の規定による再調査を行う。

サポート委員会は、市民の諮問に応じて調査結果の妥当性等の調査を行った上で、市長にその結果を報告するとともに、意見を述べるものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会は指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム支援員、医師や警察官経験者等の外部人材の派遣、地域関係団体等の協力などが考えられる。

また、市長は再調査を行ったとき、その結果について議会に報告しなければならない。その際、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保しなければならない。